

令和8年7月14日

座間市議会議長
松橋 淳郎 殿

自由民主党座間市議団
吉田 義人

「市議会議員のためのハラスメント研修」について

議員によるハラスメントは、議会活動は勿論のこと、議員活動のあらゆる場面で起こり得る重大な問題です。市民の人権を守る立場の議員が加害者となり、相手の人権や尊厳を害することは絶対にあってはなりません。全議員を対象とした今回のハラスメント研修は、座間市議会初のハラスメント研修であり、座間市議会の所属議員による不適切な行為に端を発したことによる開催ではありますが、今後の倫理条例の策定や倫理委員会の設置に向けた準備、また、個々の議員の活動指針としても大いに役立つものであり、大変重要な研修であると認識しています。以下、研修内容に基づいて所感を記します。

まず、ハラスメントを理解するにあたり、ハラスメントの基準及び種類について理解する必要があります。ハラスメントにあたるか否かの基準については、ハラスメントの定義の理解が必要です。ハラスメントの定義は「相手に対する言動が、本人の意図に関わらず、相手の尊厳を傷つけ、不快感や脅威・不利益を与える行為」とされています。ここで重要なことは、加害者側の意図にかかわらず、受け手がどう感じたかが基準になるということです。つまり、加害者側に「そんなつもりはなかった」といった、加害者側の内心とは一切関係なく受け手側がどう捉えるかによって成立するということです。また、着目すべき点としては、権力や立場の差を背景に発生しやすいという点であり、このような優越的關係は、特に議員については注意を必要とします。さらに着目すべき点として、ハラスメントは1回でも成立することは当然ですが、反復継続することによって深刻化するという点にも注意が必要です。特にハラスメントの認識が加害者にはない場合は、無意識のうちに繰り返しハラスメントを行う傾向があるため深刻化し、表面化した時には取り返しのつかないといったケースが多々あります。以上の定義や注意点を踏まえたうえで、ハラスメントの種類を知ることは本テーマを理解するうえで重要です。

ハラスメントの種類には、法律上定められた代表的なものがあります。一つ目が、パワーハラスメント（パワハラ）です。成立要件は、職場等で行われるもので、①優越的な関係を背景とした言動であること、②業務上必要かつ相当な範囲を超える行為であること、③就業環境が害されること、以上の3つの要件をすべて満たすものが認定されます。二つ目は、セクシャルハラスメント（セクハラ）です。職場における労働者の意に反する性的な言動の嫌がらせと定義されており、性的な発言や身体

への接触、容姿や性別に関する不適切な発言がこれにあたります。三つ目に、マタニティ・パタニティハラスメント（マタハラ、パタハラ）です。妊娠、出産、育児、介護に関する言動がこれにあたります。パタハラとは、男性が育児や介護のために休暇制度を利用しようとした際、上司や同僚などから受ける嫌がらせや不利益な扱いを指します。名称は英語の「paternity（父性）」に由来し、男性の育児参加に対する職場での不適切な対応を表しています。以上の他にもハラスメントにあたるものとして、年齢、国籍、障害などを理由とした差別的な言動も対象となります。

ハラスメントの基準や種類を理解したうえで、実務上、特に知っておく必要のある注意すべき点について、特に成立要件などの解釈は重要な視点となります。例えば、職場における言動は、それに限らず出先や懇親会などの場面でも適用され、また、業務に必要な言動や業務に必要な言動であっても、そのやり方や言い方が不相当な場合は成立するとされています。性的な言動については、性的事実を尋ねる行為や性別・年齢・外見・身体的特徴・容姿・服装をいじる行為、また、下ネタ発言や食事への執拗な誘い、個人の性的体験を話すことや性的な関係の強要、身体への接触などが該当します。こういったハラスメント行為による法的責任や事実上の責任は大変重く、一般的に民事上の責任のみならず、社会的信用の失墜や辞職などの責任も問われることが多くあります。特に、議員は公選によって選ばれた公職者であり、法的責任だけでなく、高い倫理性と説明責任が求められる立場です。相手との力関係を常に意識し、「相手がどう受け止めるか」を踏まえた言動を心掛けることが、ハラスメントの防止につながります。ここで議員が注意すべきハラスメントとして、特に法律上の明文規定はありませんが、実務上ハラスメントとして扱われる類型として、市民と一緒に職員を責めるカスハラ、人格・尊厳を否定する言動、例えば、仲間はずしや無視をするなどのモラハラなどがあり、さらにネット上での誹謗中傷などのSNSハラといわれるものもあります。議員はその活動の性質上、これらのハラスメントについては特段の注意を心掛けるべきです。

このように様々な類型がある中で、議員の立場から、特に自覚がない状態で相手方にハラスメントを行っているケースがありますが、その要因としては、「市民の代表」という立場を、職員や市民への優越と取り違えていることから発生している場合や、正当な要望であっても立場の力で職員には強要と捉えられてしまうことがあります。議員には上司がおらず、個人事務所といった閉鎖的な環境下での活動が、このような権威性の錯覚を生み出す要因にもなっています。市民や職員へのハラスメントには特にその傾向が顕著にみられ、今回の座間市議会におけるハラスメント事案についても、権威性を背景として生じた点が多くみられます。他の自治体においても数多くのハラスメント事案が報告されておりますが、本市においても、座間市議会の信用を失墜させた責任は重く、議員としての責任は勿論のこと、議会としての信頼回復責任についても市民や職員などから強く求められていると感じています。これを機に、改めて各議員は公選で選ばれた公職者であることを自覚し、議会も再発防止策を講じることが必要だと思います。今回の研修で、その基準や定義といった核となる知識を専門の弁護士から直接学べたことは大変有意義なことであり、今後は、研修で得たものを活かしながら議会

の信頼回復に向けた制度構築を目指したいと思います。